

ローム・スクエアその他の構内地の利用にかかる規程

ローム・スクエアその他の構内地の適正な利用を図るため、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）は、京都会館条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）に則り、利用の基準及び利用申請手続き等を定める。

なお、京都市とローム株式会社の間で締結されたネーミングライツ契約に基づき、「中庭その他の構内地」については本規程において「ローム・スクエアその他の構内地」と呼称する。

（利用目的）

- 第1条 ローム・スクエアの利用を許可する催しは、音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物とする。ただし、岡崎公園との一体利用にあたってはこの限りではない。
- 2 物品販売及び有料でのサービス提供（以下「物販」という。）を主目的とする催しについては、これを許可しない。ただし、メインホール、サウスホール及びノースホールいずれかとの一体利用で物販に利用する場合はこの限りではない。

（供用しない日）

- 第2条 ローム・スクエア及びその他構内地について、ロームシアター京都及び周辺の雑踏に伴う安全確保の観点から、供用しない日を設けることがある。

（利用の制限）

- 第3条 岡崎公園またはロームシアター京都の各施設の利用又は管理上支障があると認めるときは、条例第6条第3号又は第4号に基づき、利用内容や利用時間について制限することがある。

（利用可能な時間）

- 第4条 ローム・スクエアその他の構内地の利用可能時間は、準備・撤収（原状復帰まで）を含め、原則として午前9時から午後10時までとする。

（利用可能なエリア）

- 第5条 ローム・スクエアその他の構内地で利用に供する施設の範囲は別図1から4に示す「A」「B」「C」「D」「E」「F」「G」の各エリアとする。
- 2 別図1「C」エリアについては、複数施設の入口への導線が交差する場所であることから、通行する空間を確保するため原則として利用に供しない。ただし、全館利用の催しとの一体利用の場合は、安全管理に配慮したうえで利用可能とする。また、天候等の影響により「A」「B」のエリアでの催物開催が困難と予想される場合、かつ当財団が予め他施設への影響及び導線への干渉がないと判断した場合にのみ、利用可能とする。
- 3 別図4「D」エリアについては、原則としてメインホールの利用者専用エリアとする。

（利用申請手続き）

- 第6条 ローム・スクエアその他の構内地の利用にあたっては、条例第5条及び規則第1条に基づき、当財団が定める書式により申請し、許可を得なければならない。

- 2 利用申請にあたっては、利用希望日程の申し出から、利用内容や面積についてロームシアター京都職員（以下「担当者」という。）と調整する期間（以下「調整期間」という。）を設け、その調整を踏まえて利用申請書を提出するものとする。
- 3 調整期間は 14 日間とし、それを過ぎても利用面積が決定しない場合及び利用申請書の提出がない場合には、利用の申し出は取り下げられたとみなす。なお、当財団が認める格別の理由がない限り、同じ申請者が同一日程で改めて利用希望を申し出ることはできない。
- 4 利用面積の決定及び利用申請書の提出は利用日の 14 日前までになされなければならない。それまでに提出のない申し出については取り下げられたとみなす。ただし、当財団が運営上支障がないと認める軽微な利用についてはこの限りではない。

（施設利用料の納入と利用許可）

- 第 7 条 申請者は、当財団が利用申請書を受理した後に発行される利用許可内定通知書及び請求書に基づき、納入期日までに所定の施設利用料を納入しなければならない。施設利用料の納入後に利用許可証を発行する。
- 2 期日までに施設利用料の納入がない場合は、納入期日をもって利用申請が取り下げられたものとみなすとともに、当財団が認める格別の理由がない限り、条例第 6 条第 4 号に基づき、同一の申請者による同一日程の新たな利用について許可しないことがある。なお、請求済みの施設利用料については、利用の有無にかかわらず納入しなければならない。
 - 3 メインホール、サウスホール及びノースホールのいずれかとの一体利用で、催物の内容が非営利目的の場合には、施設利用料は無料とする。また、メインホールとの一体利用にかかる「D」エリアの利用については、利用目的にかかわらず施設利用料を無料とする。

（同一利用者の利用に関する日数等の制限）

- 第 8 条 ローム・スクエアその他の構内地を多様な催物の利用に供するため、同一利用者の利用可能な日数等は、準備・撤収（原状復帰まで）の日程を含め 1 か月に 7 日以内かつ 2 回まで（月 2 回利用する場合は、合わせて 7 日以内）とする。ただし、メインホール、サウスホール及びノースホールのいずれかとの一体利用については、ホールの利用日数を上限とする。

（物販の制限）

- 第 9 条 第 1 条第 2 項の規程に基づき、物販に利用する面積は、許可を受ける全利用面積のうち 30% を超えない範囲で設置するものとし、かつテント（1.8m×2.7m を算定の基準とする）7 張までとする。なお、物販車両（キッチンカー等）は 1 台につき、テント 3 張に換算する。
- 2 物販を行う場合には、利用日までに当財団が定める書式により「物販申請書」を提出し、許可を得なければならない。
 - 3 物販終了後には、催物終了から 7 日以内に「物販報告書」を提出するとともに、総売上上の 10% を物販手数料として納めなければならない。
 - 4 物販手数料は、「物販報告書」の提出から 21 日以内に納入しなければならない。なお、期限を超えて納入されない場合には、条例第 6 条第 4 号に基づき、同一の利用者による新たな利用について許可しないことがある。

(催物実施に当たっての制限事項)

第 10 条 ローム・スクエアその他の構内地はパブリックスペースであり、催物の実施にあたって、一般の通行を妨げることをしないよう、施設出入口及び移動の導線の確保を図るとともに、館内の他の催物及び岡崎公園の利用に配慮し、音や光、においなど周囲への影響のないよう留意しなければならない。

2 拡声装置を含む大きな音の出る催物の他、次の各号に定めるホール利用者及び近隣他施設へ影響のある可能性がある催物は、利用方法を制限する場合がある。

(1) 大きな音が出るもの

(2) 煙、臭気を伴うもの

(3) 激しい光を伴うもの

3 複数日に渡る利用で、利用区画に展示物やテント等を設置したままにする場合は、安全管理に留意しなければならない。特にローム・スクエアについては安全上、夜間に設置物の存在がわかるように明かりを点けるなどの対策をしなければならない。なお、当財団は、汚損・破損・盗難に関する責任を一切負わない。

4 空間の許容を超える来場者により安全管理上問題があると予想される場合は、条例第 6 条第 4 号に基づき、利用を制限することがある。

(その他、催物実施に当たっての留意事項)

第 11 条 ローム・スクエアは屋外に位置するため、催物への来場者や設置物への風雨や温度等に対する安全対策を行わなければならない。なお、天候による催物の中止等にかかる損害について、規則第 5 条第 2 号に定める場合を除き、当財団は一切責任を負わない。

2 催物期間中は、原則として責任者が現場に常駐して対応しなければならない。また、責任者は「利用許可書」を携行しなければならない。なお、作品展示等で、担当者との協議のうえ、やむを得ず責任者が不在となる催しの場合には、緊急連絡先の提供と対応マニュアルを主催者が作成し、担当者に提出しなければならない。

3 ローム・スクエアにおいて、イベント分電盤から配線し、ケーブルを途中で延長する場合には、地面を這うケーブルは養生し、接続部分に防雨対策を施すなど、安全管理を行わなければならない。また、主催者が仮設分電盤（子ブレーカー等）を設置する場合は、必ず鍵のかかる箱等の中に入れ、かつ防雨対策を施さなければならない。

4 催物開催に伴って設置する仮設物については、安全管理を徹底しなければならない。申請者において設置した仮設物による事故等について、当財団は一切の責任を負わない。

5 調理を伴うブースを出す、火を使うなど、当財団以外の関係機関に許可が必要な内容については、申請者において責任を持って適切に申請し、許可を取らなければならない。また、その許可証の写しを提出しなければならない。

(付属設備利用料の納入)

第 12 条 催物開催にあたり、ロームシアター京都の備品を使用（イベント分電盤からの電気使用を含む。）した場合には、当財団が発行する請求書に基づき、所定の付属設備利用料を支払わなければならない。

- 2 付属設備利用料は請求書に記載された納入期限までに納入しなければならない。期限を超えて納入されない場合には、条例第6条第4号に基づき、同一の利用者による新たな利用について許可しないことがある。

(利用許可の取消)

第13条 ローム・スクエアその他の構内地の利用にあたって、本規程に定めるもののほか、他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがある行為があった場合、指定管理者である当財団は、その行為の中止を求め、条例第6条第3号又は第4号に基づき、利用を制限し、又は利用許可を取り消すことがある。

- 2 申請者名が異なっても、事業内容が同じであることが明らかなものは、同一の申請者とみなす。故意に申請者名を変えて同一の事業内容を申請することは不正な手段とみなし、条例第6条第4号に基づき、利用を許可しないことがある。また、利用許可後にこれらの事実が判明した場合は、条例第6条第2号に基づき、許可を取り消すことがある。申請者の同一性や事業の同一性は、事業名称、事業内容、対外的な表示等によって、当財団が判断する。

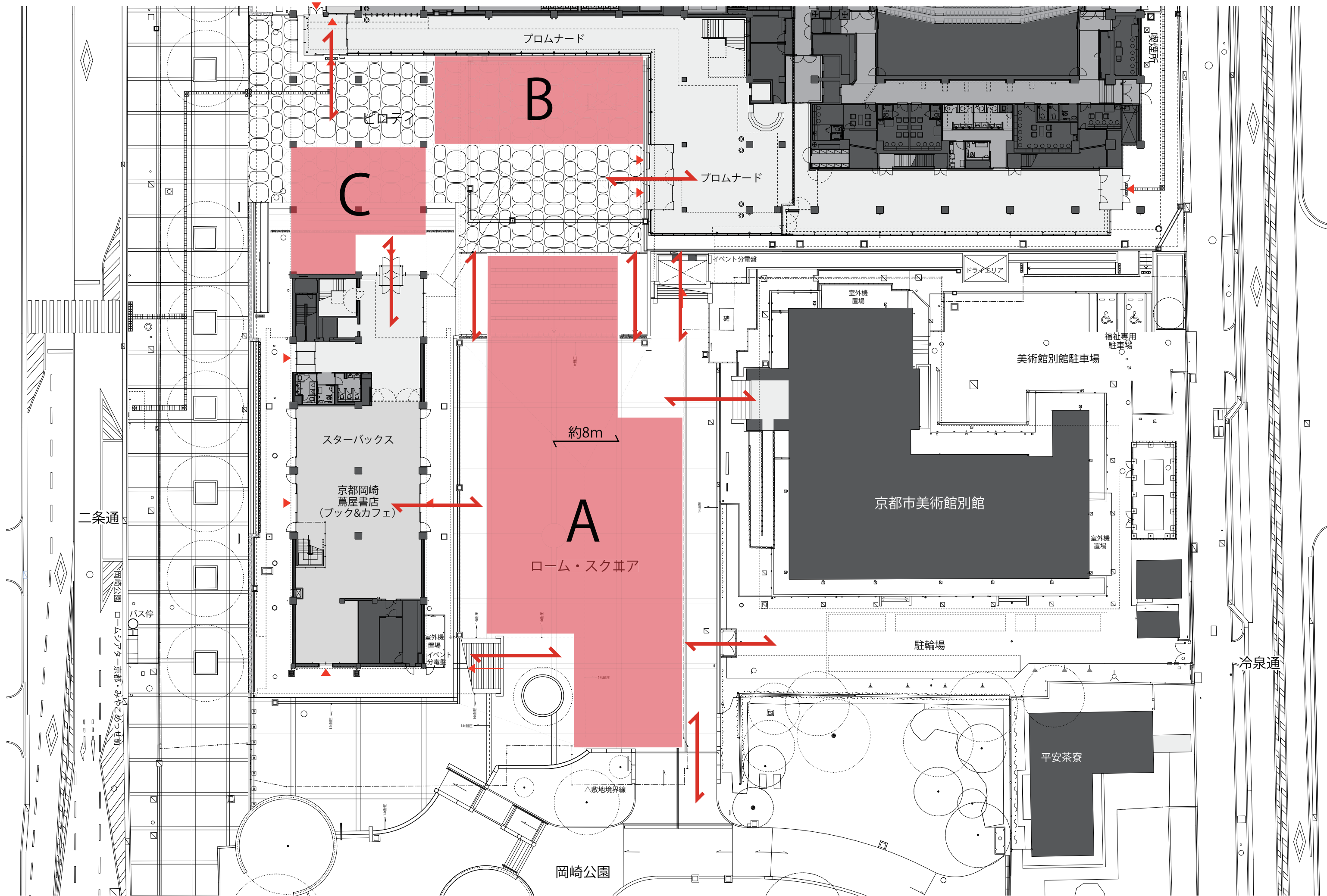
附則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規程については2023年5月1日から適用する。

(経過措置)

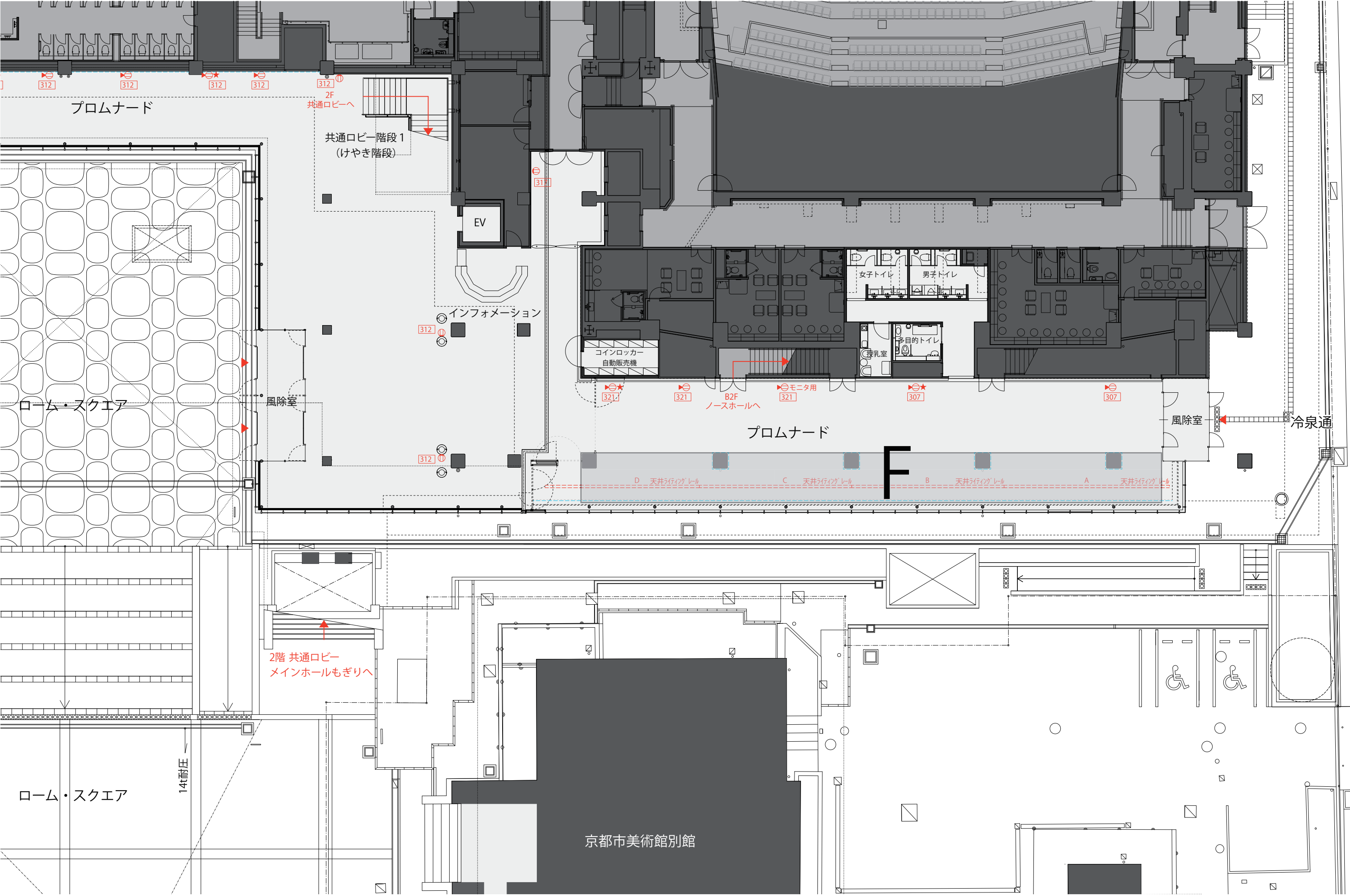
- 2 この規程の施行の日前の使用申請については、なお従前の例による。



凡例 ◀ 一般出入口 ▶ 階段の昇降

ロームシアター京都

ローム・スクエア, 岡崎公園 1
A3 = 1/400



凡例

 壁付けコンセント

 ピクチャーレール

 一般出入口

 階段の昇降

 床コンセント

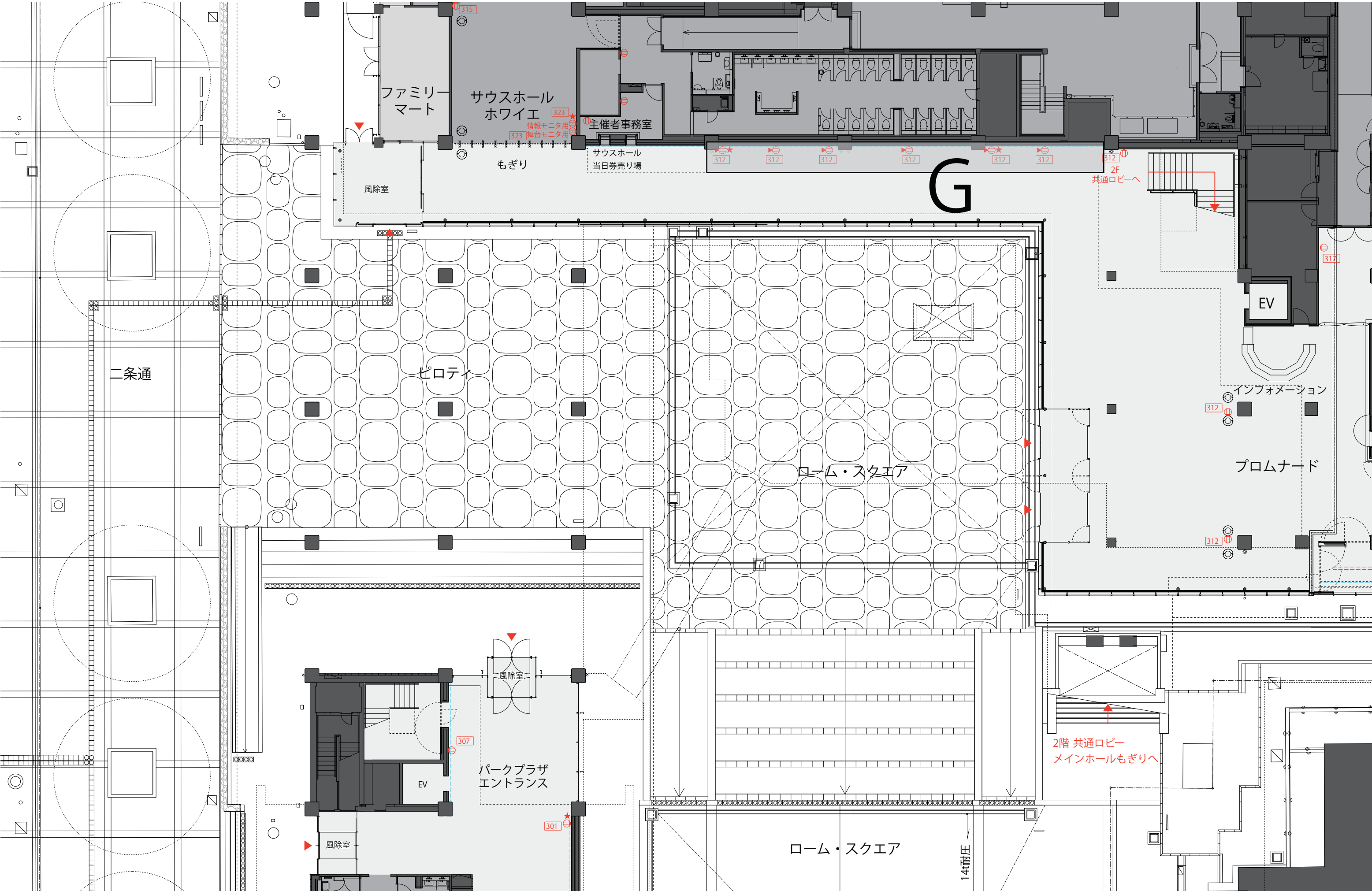
 ★ LAN

 ＊囲み番号,アルファベットは回路番号を示す (1回路=2kw)

ロームシアター京都

1階 ローム・スクエア プロムナード -1
A3 = 1/200





凡例
壁付けコンセント
床コンセント
ピクチャーレール
LAN
一般出入口
階段の昇降
※囲み番号, アルファベットは回路番号を示す (1回路 = 2kw)

ロームシアター京都

1階 ローム・スクエア プロムナード -2
A3 = 1/200



